

2014年市議会11月通常会議 意見書（案）

- 意見書（案）第32号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書
- 意見書（案）第33号 雇用促進住宅の廃止の撤回等を求める意見書
- 意見書（案）第34号 35人学級の維持、拡充を求める意見書
- 意見書（案）第35号 「後期高齢者医療保険料特例」廃止に反対する意見書
- 意見書（案）第36号 原発再稼働中止と再生可能エネルギーの普及推進を求める意見書
- 意見書（案）第37号 特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書
- 意見書（案）第38号 地域の中小企業振興策を求める意見書
- 意見書（案）第39号 女性が輝く社会の実現に関する意見書
- 意見書（案）第40号 米の需給・価格安定対策及び需要拡大対策を求める意見書
- 意見書（案）第41号 地域の中小企業振興を求める意見書
- 意見書（案）第42号 女性差別を解消し、男女がともに活躍できる社会の実現を求める意見書
- 意見書（案）第43号 政府による米価暴落への対策を求める意見書

年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書（案）

【市民ネ提案】

公的年金は高齢者世帯の収入の7割を占め、6割の高齢者世帯が年金収入だけで生活している。また、特に高齢化率の高い都道府県では県民所得17%前後、家計の最終消費支出20%前後を占めているなど、年金は老後の生活保障の柱となっている。

そのような中で、政府は、成長戦略である日本再興戦略（2013年6月14日閣議決定）などにおいて、年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）に対し、リスク性資産割合を高める方向での年金積立金の運用の見直しを求めている。年金積立金は、厚生年金保険法等の規定に基づき、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ確実な運用を堅持すべきものであり、日本経済への貢献が目的ではない。まして、GPIFには保険料拠出者である被保険者の意思を反映できるガバナンス体制がなく、被保険者の意思確認がないまま、政府が一方的に見直しの方向性を示すことは問題であると言わざるを得ない。リスク性資産割合を高め、年金積立金が毀損した場合、結局は厚生労働大臣やGPIFが責任をとるわけではなく、被保険者・受給者が被害をこうむることとなる。

こうした現状に鑑み、本議会は国及び政府に対し、下記の事項を強く要望する。

記

1. 年金積立金は、厚生年金保険法等の規定に基づき、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ確実な運用を堅持すること。
2. 安全資産とされてきた国内債券中心のこれまでの運用方法から、株式等のリスク性資産割合を高める方向での急激な変更は、国民の年金制度に対する信頼を損なう可能性があり、また、国民の財産である年金積立金を毀損しかねないため、行わないこと。
3. GPIFにおいて、保険料拠出者である労使をはじめとするステークホルダーが参画し、確実に意思反映できるガバナンス体制を構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

雇用促進住宅の廃止の撤回等を求める意見書（案）

【共産党提案】

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下、「機構」）が管理する雇用促進住宅は、2007年6月22日、当時の福田内閣のもと、閣議決定で2021年度末に廃止するとされている。しかし、閣議決定以降も失業者や低所得者の住まいとして重要な役割を果たしており、現在も派遣労働者や東日本大震災の被災者の受け入れなど、国民の住生活を保障するためにはなくてはならない役割を担っている。全国で廃止反対・存続を求める運動が広がり、国会でも田村前厚生労働大臣が「追い出すようなことはしない。丁寧に対応したい。」と答弁している。

しかし、2014年10月、緊急一時入居者に対し、機構から、2015年3月31日をもって緊急一時入居を終了する旨の通知が全国一斉に送られ、入居者の不安が増大している。経過措置として、従前の再契約条件を満たす場合は2015年10月31日まで継続入居が可能としているが、11月以降もさらに継続入居するためには、①家賃等の未払いがないこと、②確実な連帯保証人があること、③家賃2カ月分相当の敷金を支払うことなど、一般入居者と同様の条件を満たさなければならないとしている。さらに、2021年度末までに全住居の譲渡・廃止を行うとして、継続入居した場合も住宅の運営を途中で終了することがあるとしている。

現在、緊急一時入居している入居者は、外国から移住した人や親類と長く疎遠になっている人がほとんどであり、連帯保証人を見つけることは難しい。また、年齢も50歳を超える人がほとんどで、安定した収入を得る就職を見つけることができずにいるため、生活保護を受けるなどで生活しており、家賃2カ月分相当の敷金を支払うことも困難な場合が多い。

よって、国及び政府においては、入居者の居住の確保と国民の住宅の保障という観点から、以下の事項について配慮するよう強く求める。

記

1. 緊急一時入居者の継続入居の条件をなくし、当初入居したときと同条件で継続入居できるようにすること。
2. 2021年度末で雇用促進住宅の全住居を譲渡・廃止するとした決定を撤回すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

35 人学級の維持、拡充を求める意見書（案）

【共産党提案】

財務省が、現在行われている公立小学校 1 年生の 35 人学級を 40 人学級に戻すよう文部科学省に求める方針を財政制度等審議会に示した。しかしながら、35 人学級は、貧困の広がりや社会のゆがみの中で、困難を抱える子どもたちが増え、教職員の多忙化が深刻になる中、一人ひとりに寄り添った丁寧な教育を実施するために実現したものである。

財務省は、小学校全体のいじめの認知件数や不登校、暴力行為の件数に占める小 1 の割合を、35 人学級導入前の 5 年間と導入後の 2 年間について比較し、導入の前後でほとんど変わらないというデータを持ち出し、35 人学級には効果がないと決めつけているが、子どもの不登校や暴力行為には貧困や競争教育の影響などさまざまな要因・背景があり、学級人数の問題だけで捉えることはできない。

国に先立って少人数学級を実施した府県の調査では、明確に不登校や欠席者が減ったとの結果も出ており、いじめの認知件数がやや増えたのは、むしろ学級の人数が減って教師の目が行き届くようになり、いじめが発見しやすくなった結果ではないかとの指摘もある。

また、今年 6 月の経済協力開発機構（OECD）の調査では、日本の教師は世界で最も多忙であることが明らかとなっており、学級編制を 40 人に戻すことは、教育環境のさらなる悪化にもつながるものである。

財務省は 40 人学級に戻せば、教職員 4,000 人を削減でき、86 億円の経費を減らせるとしているが、欧米では学級編制の基準は 20～30 人となっており、日本の教育への公的支出の GDP 比は、経済協力開発機構（OECD）加盟国で 5 年連続して最下位である。

よって、国及び政府においては、小 1 の学級編制を 40 人に戻すのではなく、35 人学級を維持するとともに、全学年に広げ、さらに少人数学級へと拡充させるよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

「後期高齢者医療保険料特例」廃止に反対する意見書（案）

【共産党提案】

75歳以上の高齢者が加入する後期高齢者医療制度で、特例と言われる所得の低い人の保険料軽減措置を段階的になくす方針を厚生労働省が打ち出した。負担増になる高齢者は約865万人、加入者の半数以上である。保険料負担が3倍にもなる世帯も生まれるなど制度開始以来、最大規模の改悪案である。大津市では約1万5千人がこの対象となる。

特例というのは、2008年に制度が実施された際に、高齢者の負担増への国民的な批判に対して、低所得者保険料の7割軽減を最大9割軽減に広げるとした保険料軽減措置である。

そもそも後期高齢者医療制度は、75歳以上の人口と医療費が増えるほど、保険料負担にはねかえる仕組みになっており、高齢者の生活実態と乖離し、負担能力を超える制度の弊害が明らかになってきている。2年ごとの保険料改定のたびに保険料が引き上げられ、大津市では、保険料を払えず滞納している75歳以上の人は334人（2013年度）に上り、短期保険証を交付された人は2014年度は98人となっている。これらの方々は、年金が少なく天引き対象にならない低所得の高齢者がほとんどである。

保険料の支払いが困難な高齢者がこれほど広がっているのに、軽減措置廃止という負担増を求めることは、生活苦に追い打ちをかけることにほかならない。社会保障制度に関する特命委員会医療に関するプロジェクトチームからも反対意見が出されている。

よって、国及び政府においては、「後期高齢者医療制度の保険料特例」廃止を行わないよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

原発再稼働中止と再生可能エネルギーの普及推進を求める意見書（案）

【共産党提案】

政府が発表したこの冬の電力需要見通しで、北海道から沖縄まで全ての電力会社の管内で、この冬も電力は賸える見通しとなり、節電要請について数値目標を示さないこととされた。福島第一原発事故から3年8カ月、国内にある全ての原発が運転を停止している。そのもとでも需要が集中したこの夏の電力が賸え、続いて冬場も電力の需要が賸える見通しとなったことは重要である。全ての原発を停止したままで「原発ゼロ」に進む条件が一層広がった。

政府と電力会社は、九州電力川内原発の再稼働を急いでいるが、火山噴火などへの対策も安全な避難計画もなく、住民の不安と反対は募る一方である。住民の疑問や批判の声をまともに開かず、県と立地自治体だけの同意で事を進めようとする政府のやり方に反発が広がっている。

原発再稼働の動きが強まる中で、九州電力など一部の電力会社が、太陽光や風力、地熱など地球温暖化に結びつかないとされる再生可能エネルギーで発電した電力の買い取りを拒否している。これは、再生可能エネルギーで発電した電力を電力会社に売るための送電線への接続を申し込まれたにもかかわらず、回答を保留するというやり方である。「再生可能エネルギー特別措置法」は、太陽光、風力などの再生可能エネルギーで発電した電力を、電力会社が全量、固定価格で買い取ることを求めており、買い取り拒否が法律に違反することは明らかである。

電力会社は買い取り拒否の理由を、太陽光などの開発が急速で送電網の整備が間に合わない、買い取りの固定価格が高すぎる、太陽光や風力での発電は不安定で火力などの設備がいるなどとしているが、こうした問題はもともと予想できたことであり、政府と電力会社の見通しと対応の悪さが矛盾を大きくしているだけで、買い取り拒否の根拠にすることは許されない。

原発は建設だけでなく、運転中も停止中も巨額の資金がかかる。万一事故を起こせば取り返しのつかない被害を及ぼすことも福島第一原発事故で経験済みのことである。原発にかかる費用を振り向ければ、再生可能エネルギーの開発・普及を大きく進めることができる。

よって、国及び政府においては、原発の再稼働を中止するとともに、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の維持・継続と普及推進をするよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書（案）

【共産党提案】

「特定秘密保護法」は、政府が安全保障に支障があるとみなした防衛、外交などの情報を特定秘密に指定し、情報を取り扱う公務員のプライバシーまで調査し、万一情報を漏らせば懲役 10 年以下の厳罰に処する法律である。国民も特定秘密を知ろうとすれば処罰されるなど、国民の目、耳、口を塞ぎ、知る権利を奪うおそれのある弾圧立法と言わなければならない。

法案成立後、安倍政権が閣議決定した政令や運用基準は、特定秘密を指定するのは内閣官房や外務、防衛など 19 の行政機関の長で、指定される特定秘密として 55 項目が挙げられているが、政府の勝手な判断で特定秘密に指定し、国民の知る権利を奪う仕組みは変わらない。

行政機関をチェックするはずの国会に設置される情報監視審査会の定員は 8 人であり、与党多数派が独占すれば、チェック機能は期待できない。しかも非公開の情報監視審査会で秘密を扱った国会議員は、それを国会外で漏らせば懲役 5 年、国会内の他の委員会などで明らかにしても除名を含む懲罰の対象にされるおそれがあり、秘密保持の名のもとに国会が政府に従属する事態になってしまう。

また、政府の活動をチェックするという内閣保全監視委員会や独立公文書管理監の設置も内閣の一部門であり、政府の活動を監視する保証にはならない。首相が自ら特定秘密を指定し、保全監視委員会を指揮・監督するのでは、まさに形だけのものと言わざるを得ない。報道の自由や取材の自由に配慮すると言うが、全く何の裏付けも示されていない。

法案審議の過程でも、また法律が可決された後も、法曹界をはじめ、言論界、大学関係者や表現活動に関わる人々などが反対を表明し、世論が大きく広がってきたことは、この法律が国民の権利を奪い、日本の国の自由と民主主義を壊す憲法違反の法律であることを示している。

よって、国及び政府においては、「特定秘密保護法」を廃止するよう求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

地域の中小企業振興策を求める意見書（案）

【公明提案】

本年の円相場は、1ドル＝100円前後で推移してきたが、8月以降急速に円安が進行し、10月1日には一時110円台と約6年1カ月ぶりの水準を記録した。

このところの過度な円安によって、多くを輸入に頼るエネルギー、資源、食料品など幅広い分野で価格が押し上げられ、中小企業の経営が悪化するなど深刻な影響が懸念されている。

生産拠点の海外移転などで為替変動の影響を吸収できる大企業と違い、多くの中小企業の経営現場は国内が中心である。そのような中小企業の強固な経営基盤があるからこそ、多くの国内雇用が守られていると言える。また、中小企業はコスト増を販売価格に転嫁することが難しいことから、利益を削らざるを得ず、企業努力の範疇を超えた厳しい事業環境に陥っていると考えられる。

このような過度な円安状況に対しては、政府・日本銀行が協調して為替の安定に努めることが重要であるとともに、政府・与党が目指す地方創生を進めるためには、地域経済と雇用を支えている中小企業の活性化策や振興策が欠かせない。

よって、国及び政府においては、地域の中小企業を守るため、以下の振興策を強力に推進するよう求める。

記

1. 中小・小規模事業者が持つ技術・アイデアを製品化し、販路開拓まで一貫して支援するため、地域の公設試験場等と連携した研究開発、中小企業基盤整備機構等と連携した販路開拓など、切れ目の無い支援体制を構築すること。
2. 「中小企業需要創生法」によって、地域産業資源を活用した事業活動を支援するため、消費者ニーズに沿った「ふるさと名物」の開発・販路開拓支援を通し、都市部や海外の需要を大きく取り込むなど、地域発のビジネスモデル構築に向けた積極的な支援を展開すること。
3. 地域の中小企業と人材をマッチングさせる地域人材バンクの創設など、人手不足の抜本的解消のための対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

女性が輝く社会の実現に関する意見書（案）

【公明提案】

政府は、女性の活躍を成長戦略の柱の一つと定め、「2020年までに指導的地位に占める女性の割合を30%にする」との目標を掲げ、女性活躍担当相を新設した。

また、閣議決定では「女性の活躍推進法案」を提出し、その取り組みの推進を国や地方自治体の責務と位置づけ、仕事と家庭の両立を図る環境整備などに向けた基本方針を国が策定するとしている。その上で、国や地方自治体に加え、従業員が300人を超える企業・団体に対し、女性管理職の割合や女性の採用比率、女性の勤続年数といった項目について状況を把握・分析し、改善すべき事項等に関しての数値目標を盛り込んだ行動計画を定めて、これを公表することを義務付けることになった。加えて、国は公共工事の実施や物品の調達などに当たって、女性の登用に積極的に取り組んでいる企業・団体への発注の機会を増やすとしている。

今後、我が国が世界で最も女性が輝く社会を実現していくためには、こうした取り組みを確実に進めつつ、一層加速化していかなければならない。

よって、国及び政府においては、下記の事項について適切な措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 「2020年までに指導的地位に占める女性の割合を30%にする」との目標について、民間に先駆けて政府、国会、地方自治体がより早急に率先して取り組み、毎年その進捗状況について公表すること。
2. 女性が幅広い分野で活躍できるよう、職場復帰等の支援や、起業支援、在宅テレワークの推進など、女性が働きやすい環境整備のための支援措置を創設すること。
3. 家庭生活と仕事を両立できるよう、育児・介護休業制度の抜本的見直しや子ども・子育て支援新制度、放課後子ども総合プランを着実に実施し、同一労働にもかかわらず男女間に生じる賃金格差の実質的な解消のために必要な措置を早急に講じること。
4. 働く女性が妊娠・出産を理由にした不利益な対応や嫌がらせを受けるマタニティーハラスメント（マタハラ）の撲滅に向け、企業などに対し、マタハラを防ぐ行動計画の策定を義務付けること。
5. 子どもの医療や教育に係る財政的支援や子育て世帯に対する住宅支援など、子ども・子育て環境の充実に向けて予算・税制を抜本的に見直すこと。
6. 女性の健康の包括的支援法の制定、女性特有疾病の予防対策、不妊・不育症治療に対する医療費助成の拡充など幅広い支援を一層拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

米の需給・価格安定対策及び需要拡大対策を求める意見書（案）

【公明提案】

米政策等の見直しによる農政の転換を迎える中、平成 26 年産米を取り巻く環境は、平成 25 年産米の持ち越し在庫の発生や米の需要減少などを要因とした主食用米の需給緩和といった厳しいものであり、米価の下落が危惧される。先に発表のあった全国の平成 26 年産米の概算金は各銘柄とも大幅に引き下げられており、今後も需給が改善されず価格低迷が続けば、再生産に必要な採算ラインを割ることも懸念され、農業経営への影響は避けられない。

よって、国及び政府においては、米の需給と価格の安定及び需要拡大対策に取り組むとともに、担い手の経営安定や国民への食糧の安定供給、農業が担っている多面的機能の維持や地域活性化を図る上で必要な対策として、以下の事項について適切な措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）及びナラシ移行のための円滑化対策については、平成 26 年産米に対する発動に備え、十分な予算を確保するとともに、交付金を早期に支払うよう措置すること。
2. 需要に応じた生産に取り組む稲作農家が、将来にわたって持続的かつ安定的な経営が出来るよう、収入保険制度の早期創設、制度資金の拡充など、万全なセーフティネットを構築すること。
3. 飼料用米の生産拡大を図るために、乾燥・保管施設の整備や流通体制の強化支援、また水田活用の直接支払交付金などの必要な予算を確保すること。
4. 米の需給改善のため、主食用米の消費拡大や米粉用米などの非主食用米の利用拡大を図るとともに、本格的な輸出促進対策を講じること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

地域の中小企業振興を求める意見書（案）

【共産党提案】

現在の我が国の中小企業の9割は、個人事業者をはじめとする従業員が5人以下の小規模事業者によって占められ、その数は334万事業者にのぼる。これら小規模事業者は地域はもちろん、日本全体の経済の支えであり、雇用の多くを担っているが、市場における力関係が弱く、受注に当たっては下請け単価の引き下げ等の圧力にさらされてきた。また、昨今の急激な円安による原材料費の高騰を販売価格に転嫁することが困難である上に、8%に増税された消費税も、価格に転嫁できなくても課税はされる仕組みであるため、大きな負担となっている。

これら何重もの中小事業者に対する負担が地域経済の衰退を招き、ひいては我が国の不況脱却の最大の阻害要因となっている。こうした中で本年6月、小規模企業の「振興に関する施策を総合的、計画的に推進」することを目的として小規模企業振興基本法が成立した。今、急がれることは、そこに示された4つの基本的施策の具体化と遂行である。

多様な需要に応じた商品・サービスの開発と販路拡大への支援、創業・事業継承のための人材の育成支援、地域経済に根ざした共同事業への助成など、地方における中小企業の仕事づくりを進め、そのために必要な資金の円滑な供給を速やかに進めることが重要である。これらにより、地域における循環型の経済を再生させ、都市部に偏重した経済から地方経済の発展への転換により、政府の言う「地方創生」も可能となる。

よって、国及び政府においては、以下の施策を推進することを強く求める。

記

1. 多くの自治体で実施され、その効果も証明されている住宅リフォーム助成制度に対する国の支援を強化することや、公契約制度の推進と援助を強めるなど、地域における地方中小企業の仕事づくりのための施策を強力に進めること。
2. 価格に転嫁できないのに課税される消費税の増税や、応能原則に反する外形標準課税などを取りやめ、フランスで行われているような、売り上げの無い創業期の中小企業に対する納税や社会保険料の免除による起業環境の改善を行うこと。
3. 商品・サービスの開発と販路拡大、人材の育成、地域経済に根ざした共同事業への助成などを継続的に進めるため、国の行政機関が連携して取り組むとともに、そのために必要な資金の円滑な供給を速やかに進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

女性差別を解消し、男女がともに活躍できる社会の実現を求める意見書（案）

【共産党提案】

日本が国連女性差別撤廃条約を批准して来年で30年を迎える。この間、さまざまな分野へ女性の進出が広がっている。しかし、働く女性の2人に1人が非正規雇用であり、正社員でも女性は男性の約7割という男女賃金格差が顕在化している。また、男性は子育て世代である30代で5人に1人が週60時間以上の長時間労働を行っているため、専ら女性が家事・育児負担を担うこととなり、保育所不足にも追い打ちをかけられ、妊娠・出産を機に約6割の女性が退職せざるを得ない状況である。さらに、妊娠・出産による不利益扱いや解雇も深刻化している。女子差別撤廃委員会からは、日本が際立って遅れている雇用や政治的・公的活動に関して、女性の政策決定機関への参加を進めるために、事実上の男女平等へ実行ある法整備等に取り組むことが求められてきたが、諸課題の解決には至っていない。

2014年10月の臨時国会で、女性の活躍を成長戦略に位置付け、企業の競争力を高めることを目的とし、女性の登用促進のため、雇用主に状況把握や行動計画策定などを求める「女性活躍推進法案」が提案された。同法案は、事業主が行う状況把握の必須項目として、①採用者に占める女性比率、②勤続年数の男女差、③労働時間の状況、④管理職に占める女性比率などが規定されているが、男女賃金格差は必須にも任意にも入っておらず、男女平等と人権の保障に実効性あるものとは言えない。

したがって、男女ともに人間らしい働き方・生き方を保障する社会の実現を求め、国及び政府においては、以下の事項を推進するよう強く求める。

記

1. 正規労働と非正規労働の均等待遇を実現するとともに、あらゆる間接差別の禁止を内容とする男女雇用機会均等法の抜本改正を行うこと。
2. 男女ともに働き続ける上での障害となっている長時間労働を是正するため、残業時間の上限規制を設けるなど実効性ある労働時間規制を行うこと。
3. セクシュアルハラスメントやマタニティーハラスメントなど、すぐに相談・解決ができる相談窓口を行政の責任で増設することともに、企業への指導を徹底し、違反した企業名の公表、罰則を強化すること。
4. 長時間・過密労働と非正規の二極化をもたらす派遣労働の拡大や、「残業代ゼロ制度」、「限定正社員制度」の導入はしないこと。
5. 男女ともに仕事と家事の両立を保障するため、保育施設を充足させ、育児休業制度の拡充を行うこと。
6. シングルマザーへの経済的支援を強化するとともに、女性の年金額の抜本的な引き上げを図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

政府による米価暴落への対策を求める意見書（案）

【共産党提案】

農林水産省が10月30日に発表した2014年産米相対取引価格（産地と卸間の取引価格）は、全銘柄平均60kg当たり1万2,481円と前年比16.1%減の2006年以降最安値となり、実勢取引も同じ水準の引き下げとなっている。

政府は緊急対策として、資金繰り対策やナラシ対策（収入減影響緩和対策）の運用改善、早期の追加支払いの要請などを打ち出したが、今年度の米の直接支払交付金は、1万5,000円から7,500円に半減されたままで、4年後には全廃を打ち出している。また、当面の資金繰り対策として実施する農林漁業セーフティネット資金の実質無利子化の対象となるのは、認定農家、専業農家、集落営農に限られ、1年目のみの限定である。

既に、全国の米産地では「これでは経営の見通しが立たない」と離農が促進され、それによって土地改良事業の維持や集落営農などにも困難をもたらしている。

政府は、この間一貫して価格に影響する需給調整はできないと米価の下落を放置してきた。そのような市場原理に主食の米の価格を委ねるやり方が、結局は日本の農業・農村を根底から破壊することであることは、今回の事態からも明らかである。

よって、国及び政府においては、下記の通り米価暴落対策を行うよう求めるものである。

記

1. 政府として、過剰米の市場隔離をはじめ、米に対する需給調整に直ちに乗り出すこと。
2. 今年度の米直接支払交付金の半減措置を撤回し、農家の経営安定対策をとること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。